

春野文化ホール条例の改正に伴う施設ご利用料金の改定について

高知市
高知市春野文化ホールピアステージ
指定管理者 ㈱四国舞台テレビ照明

日頃より、春野文化ホールピアステージをご利用いただき、誠にありがとうございます。

10月1日から高知市春野文化ホールピアステージ条例の利用料金改正に伴い、春野文化ホールの利用料金に変更になります。

令和元年10月1日以降の利用につきましては新料金の対象となりますが、**施設基本使用料は前納制となっていることから、令和元年9月30日までにご入金された場合は旧料金(現行料金)の適用となります。**

■令和元年9月30日までに申請がお済みの方で

	基本使用料
9月30日までにご入金がお済みの場合	旧料金
ご入金が10月1日以降の場合	新料金
変更が予想される(入場料、本番時間等)催事で9月30日までに変更内容を確定しお支払いを完了した場合	旧料金
10月以降に利用状況に変更があった場合ですでに基本使用料をお支払い済みの場合	新料金と旧料金の差額

変更を行う場合、9月20日までに変更申請を提出頂き、新たな請求書を発行いたしますので9月30日までにお支払いを完了させてください。

9月30日中にご入金がない場合は、新料金の適用となりますのでご注意ください。

※基本利用料金以外（附属設備使用料・冷暖房使用料等）は新料金の適用となります。

お問合せ：高知市春野文化ホールピアステージ
088-894-6767